

Q1. 再エネ 100 宣言 RE Action への参加とはどういうことですか

鳥取県がアンバサダーとなっている「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加が必須です。補助金申請が先でも結構ですが、年度内に参加手続きをお願いします。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/288957.htm> (とりネット内「再エネ 100 宣言 RE Action」説明ページ)

Q2. 再エネ 100 宣言への参加方法、発生する義務は何ですか

東京にある再エネ 100 宣言 RE Action 事務局へ参加申込、年会費振込をしてください。問合せフォームから、詳細の問い合わせ、規約や参加申込書が入手できます。(鳥取県でも配布は可能です。)

<https://saiene.jp/> (再エネ 100 宣言 RE Action 事務局ホームページ)

2050 年までに使用電力を再エネ 100%に転換していくことを目標とし、行動に移すことが参加団体の義務となります。罰則はありませんが、年に一度、事務局へ進捗状況の報告が必要です。

Q3. 補助金はどういう会社が申請できますか

県内に本社を置く企業・団体が補助対象です。また、再エネ 100 宣言 RE Action への参加が必須です。

Q4. 補助金の併用は可能ですか

国、市町村の補助金は併用が可能です。ただし、合算して対象経費を超えない範囲の補助となります。県の補助金は併用できません。他の補助金を併用の場合は申請前にお知らせください。

※国や市町村側ともその補助金は併用が可能かご確認ください。

Q5. いつまでに申請したら良いですか。予算はまだありますか

申請は随時受け付けています。令和 5 年 1 月末日までに申請してください。(ただし 3 月 15 日までに実績報告書が提出できるように事業を完了させてください。) 令和 4 年 10 月現在、予算はまだ余裕があります。

Q6.省エネ診断とは何ですか

現状の機器でのエネルギー(電力等)消費量を把握し、設備の更新等で期待される省エネメリットを提案するサービスです。「省エネ対応設備等導入支援事業」の補助金支援を受けるためには、有資格者の行う省エネ診断を受けて、導入する設備が省エネに資することを証明する必要があります。

なお、中小企業等は、経済産業省制度の「省エネお助け隊」により、安く省エネ診断・アドバイスが受けられます。鳥取県担当窓口：(一社)エネルギーマネジメント協会 まずは無料の電話相談ができます。

Q7. リースや割賦契約は補助対象ですか

補助対象外です。また、中古品も対象外です。